

議 事 確 認 書

東京・大阪HIV訴訟原告団と厚生労働省は、平成24年3月24日付厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席のもとでの定期協議を、平成24年5月21日午後5時30分から6時30分まで開催し、以下の点を確認した。

なお、当日の協議において厚生労働大臣は、血液製剤によるHIV感染の問題についての裁判所から指摘された重大な責任を深く自覚、反省し、二度と薬害を起こさないよう努力していくこと、被害者の原状回復を目指した体制整備を進め、被害者のさまざまな問題に対応できるよう、より一層の指導を進めていくこと、独立行政法人国立病院機構や独立行政法人国立国際医療研究センターが、新たな法人制度に移行しても、国が責任を持って救済医療に取り組んでいくことを表明した。

また、大臣は被害者からの実情の訴えに対して、国の責任で起こった被害について、遺族がよりよい日々を送ることができるようサポートをできる限り行っていくこと、患者の少しでも生きたいという思いを受け、なるべく早く、様々な形で対応ができるように、厚生労働省において責任を持って、最大限の努力をしていくことを表明した。

1、「血友病・薬害エイズ被害者救済手帳」（仮称）について

厚生労働省は、医療機関などが公費負担の対象となる医療について、血友病患者に不安を抱かせることのないようにする。

そのため、被害者が利用可能な医療・福祉サービスなどを記した手帳について、記載内容を被害者と協議して作成するとともに、医療費の公費負担についても医療機関等に周知していく。

それで問題があった場合には、問題点を提示してもらう。

2、被害者への先端的な医療の提供について

厚生労働省は、被害者に先端的な医療を提供するため、必要な研究費等の確保に努める。また、厚生労働省は責任を持って、独立行政法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターに新設された救済医療室が、被害者の要望を聞きながら、全国の関係する医療機関や研究班等と連携を取り、機能するよう指導していく。

3、被害者の長期療養について

厚生労働省は、被害者が安心して長期療養を受けられるように関係部局間の連携を強化し、被害者の意見を聞きながら、しっかりと検討を行う。そのためにエイズ対策省内プロジェクトチームを、今回の大臣協議の日から1か月以内に開催する。

4、医薬品行政機関とその活動に対して監視評価を行う第三者組織の設置について

厚生労働省は、独立性等が担保された第三者組織を設置することは大変重要な課題だと考えており、速やかにしっかりしたものを作るよう努力をする。

また、厚生労働大臣として、平成24年通常国会中に法案を提出できるよう働きかけを続ける。

平成24年12月10日

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

東京HIV訴訟原告団代表

東京HIV訴訟弁護団代表

大阪HIV訴訟原告団代表

大阪HIV訴訟弁護団代表